

**“倒産・解雇などによる離職”（特定受給資格者）や
“雇い止めなどによる離職”（特定理由離職者）をされた方に対する
国民健康保険税の軽減制度があります。**

1. 制度の概要

特定受給資格者、特定理由離職者の前年の給与所得を30/100とみなして保険税を算定します。

2. 対象者

離職された65歳未満（離職日現在）の方で、雇用保険受給資格者証の離職理由欄に記載された離職理由コードが、下表のいずれかに該当する方

区分	離職理由	コード番号
特定受給資格者	解雇	11
	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇	12
	雇止め（雇用期間3年以上・雇止め通知あり）	21
	雇止め（雇用期間3年未満・更新明示あり）	22
	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職	31
	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職	32
特定理由離職者	期間満了（雇用期間3年未満・更新明示なし）	23
	正当な理由のある自己都合退職	33
	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12か月未満）	34

雇用保険受給資格者証の内容については、ハローワーク高島（電話32-0047）へお問い合わせください。



3. 軽減の期間

離職日の翌日の属する月から、その月の翌年度末までとなります。（裏面参照）

- 雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
- 国民健康保険に加入中は途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど、国民健康保険を脱退すると終了します。

(第1面)

雇用保険受給資格者証

1. 支給番号	2. 氏名	3. 性別	4. 生年月日	5. 退職年	6. 退職番号
7. 被保険者番号	8. 住所又は居所	9. 支払方法(金融機関コード・記号(口座番号))	10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由
13. 60歳到達時賃金日	14. 離職時賃金日	15. 求職申込年月日	16. 認定日	17. 受給期間満了年月日	18. 基本手当日額
19. 所定給付日数		20. 特殊表示(災害時、一括、追補、市町村)			

4. 手続き

①書面で申請される場合は、税務課または各支所へ

『国民健康保険税 特例対象被保険者等申告書』を提出してください。

届出には、雇用保険受給資格者証をご持参ください。

※オンライン失業認定を受けられた方は、スマートフォンアプリの受給者証が確認できる画面の写しを添付してください。

②電子申請される場合は、スマートフォン等で右の二次元コードを読み込んで、必要事項を入力し、雇用保険受給資格者証の写真を添付してください。



高島市 オンライン手続き

- 仮の雇用保険受給者資格者証では、手続きができません。

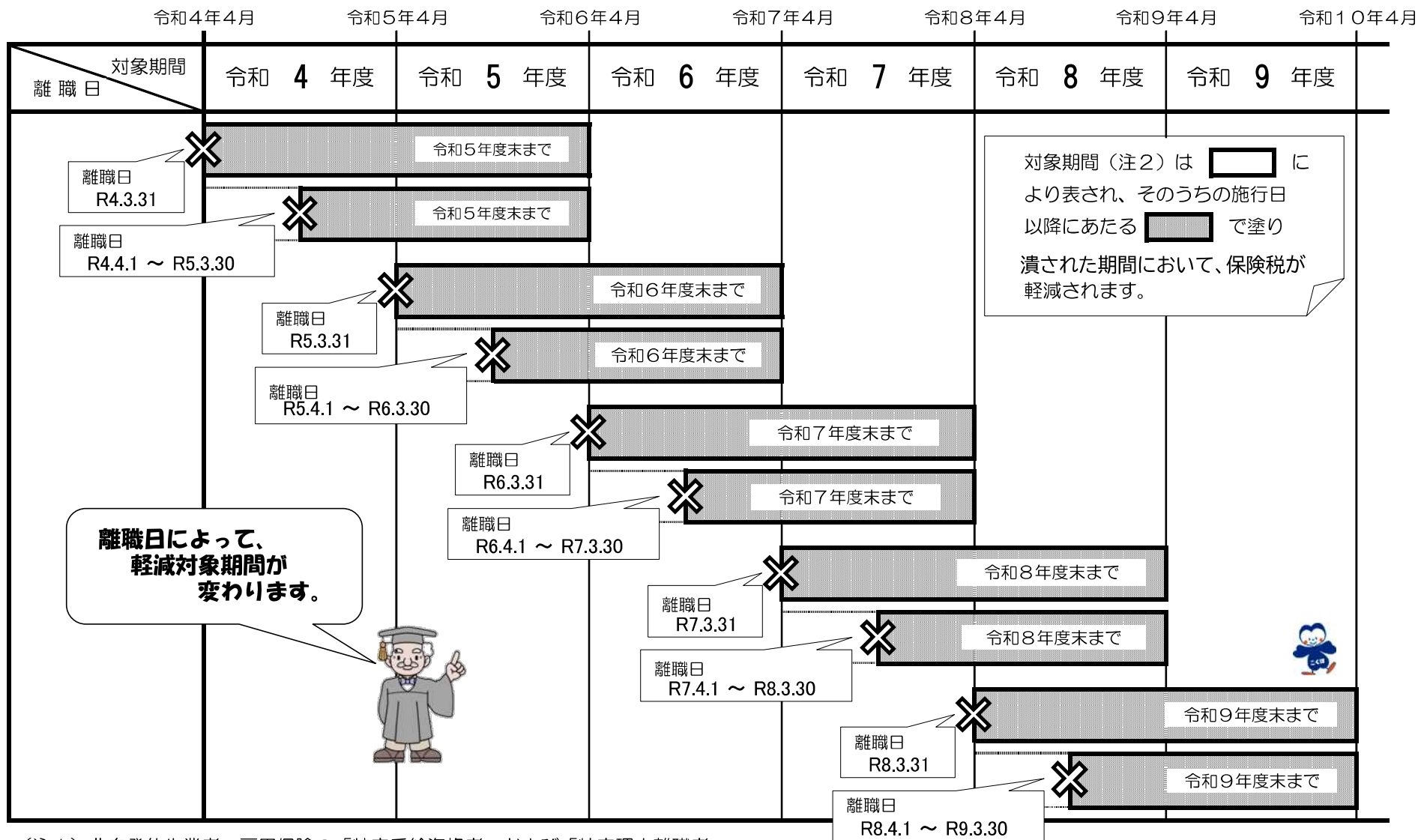
5. お問い合わせ

- 保険税の計算に関すること 高島市役所 税務課 25-8116
- 保険給付に関すること // 保険年金課 25-8137

非自発的失業者に係る 国民健康保険税の軽減対象期間について

2026.4

非自発的失業者（注1）については、「離職日の翌日の属する月」から「その月の属する年度の翌年度末」まで、対象者の前年の所得のうち給与所得を30/100とみなして国民健康保険税を算定します。 ※ただし、再就職して別の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。



（注1）非自発的失業者：雇用保険の「特定受給資格者」および「特定理由離職者」

（注2）対象期間：離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。